

○大阪大学原子力研究・安全委員会 研究施設・設備等検討部会設置要項

第1条 大阪大学原子力研究・安全委員会規程第7条第2項の規定に基づき、大阪大学原子力研究・安全委員会研究施設・設備等検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

第2条 大阪大学原子力研究・安全委員会規程第7条第3項の規定に基づき、この要項を定める。

第3条 部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 施設・設備等の維持・整備に関すること。
- (2) 施設・設備等の将来構想に関すること。
- (3) 施設・設備等の予算に関すること。
- (4) その他部会が必要と認めた事項

第4条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 原子力研究・安全委員会の委員長が必要と認めた教員1名
- (2) 理学研究科、医学系研究科、工学研究科及び基礎工学研究科から選ばれた教員各1名
- (3) 別表1に定める関連施設の長又は教員1名
ただし、複数の関連施設を有する部局等においては、部局等から教員若干名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、部会が必要と認めた教員若干名

2 委員の任期は、当該任命される日の属する年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が任期途中で辞任した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 部会に部会長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

第6条 部会に部会長代理を置き、部会長が指名をもって充てる。

2 部会長代理は、部会長不在の場合に前条第2項の任務を代行する。

第7条 部会に関する事務は、安全衛生管理部で行う。

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成28年 9月28日から施行する。

附則

この要項は、平成29年 5月 1日から施行する。

附則

この要項は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この要項は、令和2年10月14日から施行する。

別表1 関連施設一覧

| 関連施設の名称 |
|--|
| 医学系研究科放射性同位元素使用施設 |
| 医学系研究科保健学専攻放射性同位元素等使用施設 |
| 医学部附属病院放射性同位元素等診療施設 |
| 歯学部附属病院放射性同位元素等診療施設 |
| 工学研究科放射性同位元素等使用施設 |
| 工学研究科自由電子レーザー研究施設放射線発生装置等使用施設 |
| 生命機能研究科放射性同位元素等使用施設 |
| 微生物病研究所放射性同位元素実験室 |
| 産業科学研究所放射性同位元素等使用施設 |
| 蛋白質研究所放射性同位元素実験室 |
| レーザー科学研究所放射性同位元素等使用施設 |
| 超高压電子顕微鏡センター放射線発生装置等使用施設 |
| 放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター(吹田本館)放射性同位元素等使用施設 |
| 放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター(豊中分館)放射性同位元素等使用施設 |
| 核物理研究センター放射性同位元素等使用施設 |